

朝倉市復興推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成29年7月九州北部豪雨からの復旧・復興（以下「復旧・復興」という。）を総合的かつ円滑に推進していくため、朝倉市復興推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、復旧・復興を推進するために必要な事項について協議し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織し、委員は、市民又は関係機関のうちから市長が委嘱する。

(アドバイザー)

第4条 第3条に規定する委員のほか、委員会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、復旧・復興に関し識見を有する者の中から市長が委嘱する。

3 アドバイザーは、委員会の所掌事項に関する助言等を行うものとする。

(任期)

第5条 委員及びアドバイザーの任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明及び意見を聴取し、並びに資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開を原則とする。

2 公開の手続きに関し必要な事項について協議を要するときは、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、復興推進室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。